

広島県告示第百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成十三年六月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市三和町羽出庭の一部

五 認証年月日

平成二十年二月二十七日